

チリの生鮮果物輸出産業における 生産構造の地域的特質とその制度的規定要因

——北部産地コキンボ州の事例を中心に——

むら せ さち よ
村 瀬 幸 代

《要約》

チリの輸出向けアグリビジネスを代表する事例である生鮮果物輸出産業においては、輸出企業－生産農家間の契約による垂直的調整と、輸出企業による土地所有を伴う垂直的統合とが共存している。本稿は、そういった産業構造におけるサブ・ナショナルなレベルでの地域差という観点から、生鮮輸出向け果樹栽培地域のなかでも特に企業による果樹園所有と垂直的統合が進んでいる北部の産地コキンボ州に焦点を当て、その産業構造を制度的要因から説明するものである。同州における果樹栽培拡大の初期条件は、条件不利地域であった同州に特有の土地所有制度として存続してきた農業共同体の存在と近代農業の担い手の不在によって特徴づけられ、そのことが輸出拡大過程のなかで企業による土地集積を容易にしてきたことが明らかにされる。

はじめに

- I 生鮮果物輸出における生産構造の規定要因
 - II チリの土地所有制度および生鮮果物輸出産業発展の概要
 - III 生鮮果物輸出の生産構造における地域差
 - IV 北部コキンボ州における生産構造の制度的規定要因
- おわりに

はじめに

チリは、ラテンアメリカ地域のなかでも特に、多様なアグリビジネスの発達とそれを背景とした経済成長を達成したことで知られる国のひとつである。他国に先駆け1970年代初頭から新

自由主義的な経済政策を導入したチリでは、恵まれた自然条件や北半球との季節差などの強みを活用した農林水産品輸出の拡大が図られ、特に1980年代後半からはそれらの輸出が著しい成長をみせた。主だった輸出品としては、ブドウやリンゴ等の生鮮果物、ワインや冷凍果物・野菜等の農産物加工品、紙・パルプ等の林産品、および養殖鮭等の水産品が挙げられる。2000年代に入り同国の主力輸出品である銅の価格が高騰したことから、輸出全体における農林水産品の存在感は縮小したものの、2006年には新たに「食料大国チリ (Chile, Potencia Alimentaria)」が政策目標に掲げられ、2014年までの輸出額

の倍増ならびに世界上位 10 位以内の食糧輸出国としての地位獲得が目指されることとなった [Campos and Polit 2011]^(注1)。目下積極的な輸出体制が継続中である。

チリにおいてこれらのアグリビジネスが発達してきた要因のひとつに、1960年代から70年代にかけて生じた土地所有構造の大きな変化が挙げられる。チリでは農地改革が1964~73年に実施された。その後1973年に誕生した軍事政権の下での農地分配政策を経て、1970年代末には土地取引の自由化が完了するとともに、非常に活発な農地市場が誕生した。以降、自由な農地市場の存在と市場経済重視の農業政策がチリにおける農業発展の方向性を規定することとなった。林業や果樹栽培は、そうした一連の変化の過程と時を同じくしてチリ経済の活力を象徴する輸出産業として成長の初期段階を迎え、その後も継続的な成長を遂げてきた。1990年の民政移管後も土地所有をめぐる制度に大きな変更が加えられることはなかった。現在もチリでは所有農地の規模に対する上限の設定や企業による土地取得に対する制限などはなく、外国資本による土地取得も国防上重要な一部地域を除けば規制されていない。アグリビジネスの生産段階に重要な影響を及ぼす土地所有をめぐる制度が自由で土地取引に対する制限が少なく、またそういった状態が比較的長期にわたって安定していることは、チリの大きな制度的特徴である。

本稿は、チリを代表するアグリビジネスのひとつである生鮮輸出向けの果樹栽培を取り上げ、その生産構造の特質を、土地所有をめぐる制度という観点から分析しようとするものである。チリの生鮮果物輸出については既に多くの研究

があり、その生産構造もさまざまな事例研究によって描写されてきた。それらによれば、果物輸出企業の多くは契約による生産物調達を行うとともに自社農園も一定割合所有しており、垂直的調整と土地所有を伴う垂直的統合とが共存してきた。しかしながら、それらの研究においては、生産構造は所与のものとして描かれるにとどまっている。分析の関心は、生産から輸出に至る各段階における付加価値の配分や輸出企業と生産農家との関係等にあり、なぜそのような生産構造がもたらされたのかという、生産構造そのものを規定する要因を明らかにしようとはしていない。あるいは、生鮮果物輸出においてみられる垂直的統合の進展については、主に果物という作物の技術的特性（品質劣化と即時加工へのインセンティブ、関係依存投資における規模の経済、高度な品質要求等）によって説明されることが多い。しかし、同じ輸出向け生鮮果実でも、たとえば契約による垂直的調整が支配的なメキシコと垂直的統合が進むチリとでは生産構造が大きく異なっており、それを作物の特性のみで説明するのは困難である。

また、上記のような生産構造の特質は、多くの場合マクロなレベルで語られる。しかしながら、細長い国土の多様な気候条件を活用した収穫期の延長と品目の多様化が図られた結果、当初首都近郊で始まったチリの輸出向け果樹栽培の産地は、現在では南北1500キロメートル以上にわたって分布しており、垂直的統合の度合いにはサブ・ナショナルなレベルでの地域差が認められる。後に詳述するが、たとえば北部の産地では輸出企業による土地取得という形での垂直的統合が進展し単一品目への特化の程度が大きいのに対し、中部以南では多様な品目の共

存と契約による垂直的調整が多くみられる。ここでもやはり、作物の特性のみによる説明は十分足り得ない。

そこで本稿では、チリという同一国・生鮮果物輸出という同一産業内においてサブ・ナショナルなレベルで生じている生産構造の違いに着目し、土地所有をめぐる制度を各産地というサブ・ナショナルな領域で詳細に捉え直した上で、その地域的特質がどのように当該地域における農業発展を規定したのかという視点からの分析を試みる。より具体的には、垂直的統合が特に進んでいる北部の産地コキンボ州に注目し、そこでの土地所有制度および農業発展過程の特質を生産構造の説明要因に設定することで、チリの生鮮果物輸出産業における生産構造の地域的特質を明らかにすることが本稿の目的である。

以下本稿では、まず第Ⅰ節において、生鮮果物輸出を取り上げた既存研究では、生産構造がどのような視点から分析されてきたのかを整理する。特に、生産段階への垂直的統合の促進要因として果物の作物としての技術的特性が採用されてきた経緯を踏まえ、その問題点を指摘したい。その上で、本稿における分析枠組みを詳述する。続く第Ⅱ節では、第Ⅲ節以降で本稿の中心的議論に入る前に、現行のチリの土地所有制度の特質とその形成過程、および生鮮果物輸出産業の発展過程についてその概要を述べる。既存研究でも描かれてきたマクロなレベルでの制度・産業について確認しておくことが狙いである。第Ⅲ節では、生鮮果物輸出の生産構造における地域差について、既存統計や具体的な企業事例に基づいて明らかにする。ここでは特に、コキンボ州における垂直的統合の進展が明らかにされる。第Ⅳ節では、同州における1980年

代までの農業部門の後進性ならびに農地の共同体経営の卓越が、その後の果樹栽培の拡大過程における企業農業の台頭への重要な初期条件を提供したことに着目し、第Ⅲ節で確認された生産構造の地域的特質を規定する制度的要因について検討する。

I 生鮮果物輸出における 生産構造の規定要因

1. 既存研究の視点——作物の技術的特性からの説明の限界——

チリの生鮮果物輸出産業に関しては、ラテンアメリカにおける非伝統的農産物輸出拡大の一例として、それぞれの輸出品目における比較優位や先進国市場における需要動向・輸出促進のための政策手段とその効率性などを議論したものの〔CEPAL 1990〕、不安定な雇用・環境影響・小農排除といった側面を批判的に論じる研究〔Murray 2006; 1997; 1999〕、輸出向け果樹栽培の担い手像を描いた研究〔Gómez 1994; Gómez and Echenique 1991〕、季節労働の拡大に伴うジェンダー関係の変容に焦点を当てたもの〔Barrientos et al. 1999〕等、多くの既存研究が存在する^(注2)。

それらの研究の多くは1990年代までの状況を分析対象としており、またいずれにおいても、生産構造については契約栽培による生産物調達、すなわち輸出企業による垂直的調整が支配的であることが指摘されている。しかしながら、本稿冒頭でも触れたように、こうした研究における分析の関心は生産構造そのものではなく、そこで実現される付加価値配分や産地の経済的厚生水準、および引き起こされる社会関係の変容等にあるため、生産構造そのものを規定する

要因については十分説明されていない。あるいは、生鮮果物輸出においてみられる垂直的統合の度合いを左右する要因として、輸出向け作物のもつ技術的特性に言及することが多い。たとえば、垂直的調整／統合を促進する要因としては、①生鮮果実の冷蔵集荷設備・果実の選別や梱包に関わる設備といった、生産段階との関係特殊性が高い投資における規模の経済性[Carter, Barham, and Mesbah 1996, 41]、②収穫後の果実の品質劣化速度や運搬時の衝撃耐性の低さなどに由来する即時加工^(注3)へのインセンティブと精密なロジスティクス戦略の要求 [Carter, Barham, and Mesbah 1996, 41]、③先進国市場における高度の品質要求や投資の懐妊期間の長さおよび運転資本コストの高さなどに由来する資本要求の高さ [Korovkin 1992; Murray 1997; 1999] などが指摘されている。一方で、果実の品質とそれを反映した価格の維持向上に必要な果樹ごとの細かな手入れや収穫期の設定といった品質管理作業、およびそれと密接に関わる労務管理や収穫期の労働力調達という点では、家族労働力を利用する小規模な生産農家に優位性が生じ[Carter, Barham, and Mesbah 1996, 40]、こちらは企業による生産段階への進出という形での垂直的統合にとっての阻害要因となりうる^(注4)。生産物の技術特性は確かに生産構造を規定する重要な要因のひとつであるが、本稿冒頭でも述べたように、そのみでは同一作物でも国によって生産構造に差が生じること、また同一国内の同一作物でもその生産構造に地域的な差異が存在することに対する説明としては不十分である。

2. 制度的要因による分析とその地理的な適用レベルの検討

そこで、国や地域ごとに異なる「制度」の違いに着目する必要性が出てくる。既存研究のなかで説明要因としての制度に着目したものは、Carter, Barham, and Mesbah [1996] が挙げられる。Carterらの研究は、チリ、グアテマラ、パラグアイの3カ国を対象として、いわゆる非伝統的農産物輸出の拡大が小農を中心とする農村部貧困層にどのような社会経済的インパクトを与えたかを分析したものである。輸出向け作物生産への小農の参入の可否を左右する要素として、まず特定の規模／階級の生産者を有利／不利にするような輸出作物自体がもつ技術的特性 (crop characteristics) に言及している。その上で、実際にその特性がどの程度小農に対する参入障壁として作用するのか、またその結果として農村部にどのような土地所有構造の変化をもたらされるのか (つまり、誰が土地を集積し生産の担い手となるのか) は、「制度的要因」に左右されると述べている。ここで言及されている制度的要因には、土地市場の流動性と土地取引にかかるコスト、また小農に不利な作物の技術的特性を緩和しうる協同組合や契約生産といった生産システムの利用可能性などが含まれる。Carterらによる指摘は、生産の担い手を決定する要因としての制度に着目しているという点で本稿の問題意識と共通するものの、ここでは、「垂直的統合か調整か」、換言すると「企業による土地所有を伴う生産段階への進出を通じた統合か、それとも契約による調達か」という生産構造の問題は明示的には扱われていない。

この点について、北野 [2013] は、企業の境界線の理論から、アグリビジネスの生産構造の

規定要因として土地所有をはじめとする制度に注目した議論を展開している。輸出企業と生産農家という2者モデルを想定したこの議論によれば、契約による調整のみでは安定的な生産物調達に困難である（契約が不完備である）とき、制度が許せば（企業による土地取得が法的に許可されておりかつ所有権が安定的に保障されていて、慣習的にもそのような土地所有が受け入れられやすい状況であれば）、企業は土地を所有することでいわゆるホールドアップ問題を解消することができる。その場合、土地所有を伴う垂直的統合へのインセンティブが働く。一方で、契約内容をより完備なものに近づけることができる、あるいは生産農家の数が十分に多く、契約による生産物調達が安定的に行えるといった場合には、企業は土地所有を回避しつつ最適投資を実現することも可能である。なお北野〔2013〕では明示的に言及されていないが、農業という産業の特質を考慮した場合、土地所有には接収や占拠といった所有権の設定に関わる制度的なもの以外に、作柄変動や病害虫の発生といった自然条件由来のリスク、また農産物価格の変動といった市場リスクも存在する。契約を通じた安定的な生産物の調達によって関係特殊投資の利益の回収が十分に可能であれば、そちらの方が輸出企業のリスク分散・回避に有利となることも考えられる。

以上の議論に照らすと、マクロなレベルで見れば、チリでは土地所有制度は自由な土地取引が保障された状態で安定的に推移しており、企業による土地所有を伴う垂直的統合を妨げる制度的要因は法的にはほとんど存在しない。一方で契約が支配的であったということは、既存研究が指摘するような生産段階における技術的な

規模の不経済性が作用したか、あるいは契約による生産物調達が安定的に可能であったことを意味している。また次節でみるように、1990年代半ば以降は前方への垂直統合（生産農家が輸出段階へ進出）・後方への垂直統合（輸出企業が生産段階へ進出）が共に進展するが、そのことは契約の不完備性が露呈した結果、ホールドアップ問題解消のために生産農家・輸出企業の双方が前方／後方部門の所有へと乗り出した（そしてそれが制度的に可能であった）と解釈できる。

しかし、南北1500キロメートルに及ぶチリの輸出向け生鮮果実の産地の実態に目を向けると、実際には垂直的統合の進展度合いには地域差が認められる。たとえば、垂直的統合の指標として企業による土地所有の進展度合いをみた場合、北部の産地と中部以南の産地では異なった傾向が観察される。北野〔2013〕はその実証部分において国別の分析を試みているが、本稿ではそれをサブ・ナショナルなレベルで展開することを試みる。チリの土地所有制度は、マクロなレベルでは本稿冒頭で述べたような、市場を通じた自由な土地取引の保障と制度の安定という特徴を備えているが、実際にどのような土地所有形態が支配的なかを地域ごとにみていくと、やはりサブ・ナショナルなレベルでの相異が存在する。またそのことによって、各地域で農業発展の方向性に特有の傾向がみられる。そこで本稿では、土地所有をめぐる制度を地域的視点で詳細に捉えなおした上で、その特質がどのように当該地域における農業発展を規定しているのかに着目し、それを「同一国内における同一製品の生産構造における地域差」の説明要因として検討する。

Ⅱ チリの土地所有制度および 生鮮果物輸出産業発展の概要

本稿の中心的議論である「地域差」を具体的にみていく前に、まず現行のチリの土地所有制度の特質とその形成過程、および生鮮果物輸出産業の発展過程について、そのマクロなレベルでの概要を整理しておくこととしたい。

1. チリの現行の土地所有制度の概要

本稿冒頭でも触れたように、チリにおける現行の土地所有制度は市場を通じた自由な土地取引に立脚したものであり、それが1970年代末以降現在に至るまでという比較的長期にわたって安定的に維持されてきた。こうした現行の土地所有制度は、1960年代半ばから1970年代初頭にかけての農地改革ならびにその後の軍事政権下での農地政策を経て成立したものである。

(1) 制度の確立過程——農地改革と軍政下での土地分配政策——

農地改革以前のチリにおける農業部門は、農地件数全体のわずか2パーセントという一握りの大農に農地面積の約60パーセントが集中し、数の上では80パーセントを占める零細農の所有農地面積が全体の10パーセントに満たないという、典型的な「ラティフンディオーミニフンディオ」型の二重構造を有していた[Dirección de Estadística y Censos 1969]。アシエンダやファンドと呼ばれた大規模農場では十分な土地活用が行われず、粗放的で土地生産性の低い経営が支配的であった。農地の分割譲渡に極めて消極的な大農と、小規模な農地の分割相続によってさらに零細化していくミニフンディオという土地

所有の不均衡の下では、農地の流動性は非常に低いものであった[Echenique 2012, 146-147]。こうした二極的で固定的な土地所有構造は社会的格差の温床であるとともに、生産性の低い非効率な農業部門は経済発展を阻害するとして、1960年代半ばから1970年代初頭にかけて農地改革が実施された。

チリで農地改革が本格的に進められたのは中道左派のフレイ(Eduardo Frei Montalva)政権(1964~70年)下のことである。同政権下で1967年に成立した農地改革法(法律16640号, Ley N° 16440, 1967年7月28日公布)では、一定規模^(注5)を超える農地や土地利用が非効率な農地が接収対象となり、大農場内の放棄地や低利用地を中心に農地の接収が進んだ。接収農地は農場内の既婚の定住労働者に分配され、新しく生まれた小規模自営農の生産・経営能力の育成を目的に、過渡的な協同経営体アセントアミエント(asentamiento)が設置された。フレイ政権下での改革の受益世帯数は約2万1000戸で、このうち4分の1程度の世帯が育成期間を終えて農地の所有権を獲得し、その多くが協同組合を組織した[Bellsario 2007a, 11]。

その後、社会主義のアジェンデ(Salvador Allende)政権(1970~73年)下で改革は急進化し、農地改革法の範囲を超えての接収や、活発な政治的動員の対象となった農民層による土地占拠が頻発した。フレイ政権下では受益対象に含まれなかった未婚の定住労働者や非定住労働者といった層も取り込み、受益世帯数は約5万5000戸にまで拡大した[Bellsario 2007a, 12-14]。大規模な国営農場での計画生産を優先したアジェンデ政権は農家への土地所有権付与には消極的であり、同政権下での受益世帯のうち農地

の所有権を獲得したのは約 4000 戸（全体の約 8 パーセント）のみであった [Bellsario 2007a, 15]。最終的に、フレイ、アジェンデ両政権下ではチリ全土の非灌漑農地の半分以上、灌漑農地の 4 割近く（いずれも面積ベース）が接収対象となり、改革の受益者層は 7 万 6000 世帯を超えた [GIA 1979, 28-9]。しかしながら、このうち 1973 年 9 月までに農地の所有権を獲得したのは全体の 1 割程度の 1 万戸以下にとどまり、アジェンデ政権末の時点で接収農地の大部分が国有のままであった。

1973 年 9 月のクーデタにより誕生したピノチェト (Augusto Pinochet) 軍事政権 (1973~90 年) は、既存研究においてしばしば「反農地改革 (counter-reform)」と称される一連の農地分配政策を実施した。軍事政権発足時にその大部分が国有であった接収農地は主に、①旧地主層への返還（全体のおよそ 3 割）、②農地改革受益世帯を含む農民層への分配（同 4 割）、③競売もしくは民間への払い下げ（同 3 割）のいずれかの道をたどった。農民層への農地分配は、主に家族農業単位 (Unidad Agrícola Familiar: UAF) と呼ばれる約 10HRB^(注6) の農地 (parcela) を個別農家へ分配するという形で行われた。この農地の分配を受けた農家はパルセレロ (parcelero) と呼ばれ、農地改革以前からの零細農とともに、以降のチリにおける小農部門を形成していくこととなる。なお、アジェンデ政権下で活発な政治動員・組織化の対象となった農民の多くは UAF の分配を受けることができず、協同組合も解消された。③の競売にかけられたのは、生産性の低さなどから独立した小規模家族農の生計維持に適さないとして UAF の分配が行われなかった非灌漑農地が中心であった^(注7)。

また軍政下では、土地分配と並行して土地所有と取引に関するさまざまな法令が公布され、フレイ政権下で制定された農地改革法の再解釈と部分改正が行われた。それらを通し、接収リスクの除去による土地所有権の保障と、分配農地の分割・譲渡・貸借といった土地取引の自由化が図られ、政権発足後およそ 10 年間で現行の土地制度がほぼ完成した。なお、農地改革法は最終的に 1989 年に廃止された。

軍事政権下での一連の政策の意図は、しばしばその法令で明示されている通り、土地の所有権を確定させた上で土地の流動性を高め、「非効率な」改革部門から生産・経営能力の高い新しい農業の担い手への土地の集積を促すことであり、それによって生産性の高い近代的な農業を創出することにあった。小規模農家を国家主導で集団的に育成することで農業の後進性打破と経済格差の解消を目指した前 2 政権に対し、軍事政権では生産能力の低い農家の退出と非組織化が企図された。そしてそれは、「内向き」や「大きな政府」という言葉で語られた輸入代替工業化戦略から、「外向き」で市場経済を重視する新自由主義へと経済運営の方向性が大きく転換したことと軌を一にするものであった。軍政下では、新しい農業の担い手として農家・企業の別やチリ国籍の有無が問われることはなかった^(注8)。

その結果、農地の分配を受けた農民の約 4 割が 1980 年代初頭までに農地を売却した [Gómez and Echenique 1991, 96-97]。それらの農民がもっぱら栽培していた伝統的な基礎穀物は国内需要の低下と輸入との競合により十分な利益を上げることが難しく、一方で輸出向けの果樹栽培や林地に適した土地の価格は急上昇したため、

「経済的に絞り上げられる一方で土地価格が高騰した」[Jarvis 1992, 190] 結果、多くの農民は分配農地の売却に走ったのである。加えて、先述の政府による接收農地の競売や国有地の払い下げによって農地の供給が著しく拡大した。最終的に、軍事政権期を中心に農地改革法下で所有権が確定した農地は約6万5000件に達したが、これが今日まで続く農地市場誕生の物理的基礎を提供した[Echenique 2012, 147; Gómez and Echenique 1991, 93]。農地市場を通じた活発な土地取引によって、企業による農業参入への道が開かれるとともに、そういった新しい担い手への農地の集積が促されていった。

(2) 現在の土地所有構造

以上のような制度変革を経て、1960年代までのチリを特徴づけていた伝統的な「ラティフンディオ・ミニフンディオ」型の土地所有構造は、近代的な輸出農業が牽引する新たな集中構造へと変貌を遂げた。

最新の農業センサスである2007年現在の農業経営体規模別の戸数・面積をみると、経営体戸数の半数以上を占める10ヘクタール以下の小規模経営体の面積は全体の2パーセント程度にとどまり、数の上で2パーセントの大規模経営体に農場面積のおよそ8割が集中している。一見すると、土地所有の両極構造は1960年代の農地改革以前の状況と大きくは変化していないように思われる。しかし、このような表面的な両極構造の存続は伝統的なラティフンディオの残存・復活を意味するものでは無論なく、このことは表1に示す通り農業生産の担い手像の変化にも表れている。

農地改革前の1964/65年センサスでは農地面積の約6割が自然人の個人農家 (producer

individual) によって経営されており、現行の土地所有制度の確定期最中の1975/76年センサスでは個人農家と農地改革部門の合計で8割以上を占めたが、1997年以降は法人形態で経営される農地の割合が増加し、2007年時点では株式会社・有限会社による農業経営が全農地面積の約4分の1を占めるに至った。全体として、家族農業の縮小と企業的農業の拡大が進んだことがうかがえる。

2. チリの生鮮果物輸出産業発展の概要

チリの生鮮果物輸出産業は、こうした土地所有制度の変革および企業的農業の拡大と密接な関わりをもって発展してきた。以下、その経緯を概観する。

輸出向けの果樹栽培の萌芽は1960年代にさかのぼる。当時果樹栽培は農業振興の有効な手段として注目され、農地改革とほぼ同時期の1965年にCORFOによって策定された開発計画の下、輸出需要の高い品種や果樹栽培適地の選定、アメリカ・カリフォルニア州との技術交流、冷蔵集荷施設等の公共投資等が実施された[CORFO 1965]。開発計画はアジェンデ政権下での社会的混乱やピノチェト政権下での経済政策の転換により中断・廃止を余儀なくされたが、多くの既存研究はこれが後の輸出産業発展のための重要な素地を提供したことを指摘している[Barrientos et al. 1999; Casaburi 1999]。その後軍事政権下の1970年代には、土地取引の自由化と企業家の新規就農により商業的農業が著しく拡大し、なかでも輸出向けの果樹栽培は活発な投資の対象となった。しかし、チリ資本の輸出企業によって初期の輸出拡大がもたらされものの、非競争的な為替レートと高騰する資本コストの

表1 農業経営体の法的身分別農地面積（1960～2000年代）

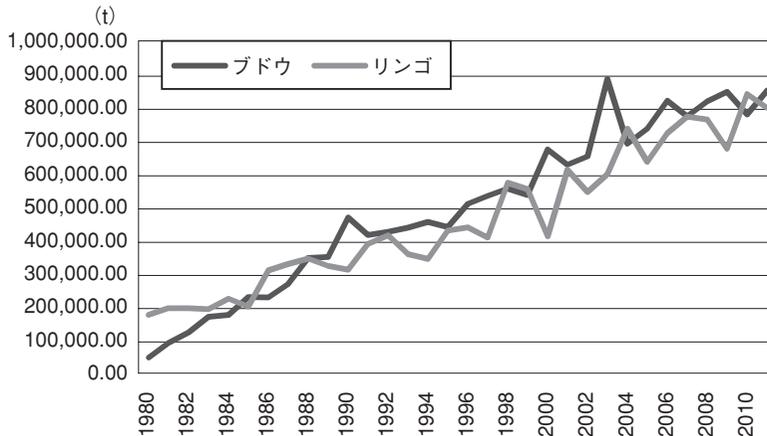
	1964/65		1975/76		1997		2007	
	面積 (ha)	シェア (%)	面積 (ha)	シェア (%)	面積 (ha)	シェア (%)	面積 (ha)	シェア (%)
自然人								
個人農家 ¹⁾	17,775,530	58.0	18,183,371	63.2	13,020,124	49.1	11,222,114	37.7
法的契約を伴わない事実上の会社 ²⁾	2,975,191	9.7	-	-	3,520,965	13.3	1,778,852	6.0
法人								
公的部門 ³⁾	3,195,741	10.4	1,901,778	6.6	1,904,041	7.2	5,548,150	18.6
改革部門 ⁴⁾	-	-	5,978,070	20.8	-	-	7,752,879	-
株式会社・有限会社 ⁵⁾	-	-	-	-	5,118,134	19.3	1,371,199	26.0
その他の法的契約を伴う会社 ⁶⁾	5,830,722	19.0	1,235,611	4.3	1,164,011	4.4	2,108,497	4.6
先住民共同体および歴史的農業共同体 ⁷⁾	866,947	2.8	1,473,026	5.1	1,775,089	6.7	-	7.1
合計	30,644,131	100.0	28,771,855	100.0	26,502,363	100.0	29,781,691	100.0

(出所) Dirección de Estadística y Censos [1969], INE [1980; 1998; 2007] より筆者作成。

(注)

- 1) 2007年センサスでは共同体農地の個人利用を含む。
- 2) 複数の生産者による経営だが、書面による契約がなく権利・義務の発生を伴わない場合（法的拘束を伴わない口約束や慣習によるもの）。1975/76年センサスでは個人農家に統合され、1997年センサスで再び区別されるようになった。
- 3) 政府機関、市町村など。
- 4) 農地改革により接収された農地の分配時に組織されたアセンタメントなどの共同経営体。
- 5) 1997年センサスより新設の項目。
- 6) 宗教団体、教育機関など（ただし、国立大学は公的部門に分類）。
- 7) 先住民コミュニティによって共有・共同利用されている農地および主に北部でみられる歴史的に共同利用が行われてきた農地（詳細は第IV節第1項(2)を参照）。

図1 チリ生鮮果物輸出量の推移（1980～2011年）



(出所) FAOSTAT のウェブサイトより筆者作成。

ために、この時期の輸出成長は限定的なものにとどまった。

生鮮果物の輸出ブームが訪れたのは、1982年の経済危機後のことである。戦略的な為替レートとさまざまな輸出振興策が追い風となり、1980年代を通し年平均20パーセントという高い輸出成長率を記録した(図1)。果樹栽培に適した気候条件や、北半球の端境期に出荷できるという立地、安価な季節労働力といった供給要因に加え、アメリカをはじめとする先進国での生鮮物の通年消費の拡大といった需要要因にも恵まれた結果、80年代半ばには主力品目のブドウが銅鉱、魚粉に次いでチリを代表する第3の輸出品となった。また同時期にドール(Dole)社やユニフルッティ(UNIFRUTTI)社をはじめとする外国資本の参入も拡大した(表2)。

既存の事例研究によると、輸出ブーム期には生産農家との契約による生産物調達が一般的であった[Murray 1997; Korovkin 1992: CIREN/ODEPA 2002, 31]。契約は主として生産農家から輸出企業への「自由委託(libre consignación)」

という方式で行われた。同方式の下では、生産農家は収穫物を輸出企業に引き渡し、輸出業者は市場動向を見極めながら輸出時期および輸出先を決定する。輸出先港での引き渡し価格から委託手数料を差し引いたものが、シーズン末に生産農家に支払われる。生産農家が輸出企業から信用供与を受けている場合には利子を含む返済分、投入財の供給を受けている場合にはその代金、および技術指導を受けている場合にはその料金も併せて差し引かれる。

この販売委託方式は、実現される輸出価格が輸出企業による輸出時期・輸出先の選択に左右されることや、生産農家への支払いがシーズン末まで行われないことなどから、しばしばその不透明性をめぐって企業-農家間のコンフリクトを引き起こし、生産農家側からの批判を招いた(注9)。1990年代にペソ高や労働コストの上昇等によって利益率が低下し輸出成長が鈍化して以降、こうした批判はより大きなものとなり、中規模以上の農家を中心に前方への垂直統合(輸出業者を介さない生産農家による直接輸出)が

表2 チリ生鮮果物輸出企業ランキング (1986/87年)

企業名	国籍	輸出量 (千ケース)	シェア (%)
David del Curto	チリ	9,545	13.4
Standard Trading ¹⁾	アメリカ	8,142	11.4
U.T.C.	アメリカ	6,114	8.6
Frupac	チリ	4,874	6.9
Unifrutti	イタリア	4,741	6.7
Coopefrut	チリ	3,450	4.9
Frutandes	チリ	2,746	3.9
Agro-Frio	チリ	2,355	3.3
Coexport	チリ	2,032	2.9
Rio Blanco	チリ	1,707	2.4
Aconex	チリ	1,624	2.3
C. y D. Internacional	サウジアラビア	1,442	2.0
その他		22,362	31.4
合計		71,134	100.0

(出所) Gomez and Echenique [1991, 115, 177]。

(注) 1) 1994年に Dole Chile に改称 [Gomez 1994]。

拡大することとなった。第Ⅲ節で取り上げるサブソレ (Subsole) 社は、生産農家が共同で創設した輸出企業の一例である。一方、出荷量の多い農家が輸出業者との契約を選好しなくなったことで生産物調達が不安定化した輸出業者の側では、後方への垂直統合 (自社農園の拡大) を図る動きが現れた [CIREN/ODEPA 2002, 30]。この過程で、輸出業者が債務返済の滞った小規模農家の農地を買い上げ、農地の集積を図るといった事態も生じた [Murray 1997]。また、重量当たり最低単価を保障した上で販売委託を行う「最低価格保証方式 (minimo garantizado)」や、生産物引き渡し時に重量当たり単価を合意した上で輸出し、実際の輸出価格との差を事後調整 (ただし上方調整のみ) する「売買方式 (compraventa)」, 生産物引き渡し時の合意価格で即時支払いを行う「価格確定方式 (a firme)」など、生産農家に不利な従来の販売委託方式に

代わる契約方式も生み出された [CIREN/ODEPA 2002, 31]。

2000年代以降生じた重要な変化としては、輸出先国の小売業者との直接取引が増加したことが挙げられる^(注10)。2004年にアメリカ流通大手ウォルマートの生産物調達部門がサンティアゴに事務所を開設したことは、現地では象徴的な出来事として知られており、以降輸出先国の輸入業者・卸売業者を介さずに、スーパーマーケット等と直接売買契約を結ぶ輸出業者が増えていった。また、いわゆる「顔の見える」生鮮物への消費者需要の拡大に伴い、生産農家による前方への垂直統合によって誕生した輸出企業が躍進している。表3は、現在の生鮮果物輸出企業ランキングを示しているが、サブソレ社、リオブランコ (Rio Blanco) 社は生産農家出自の企業である。スーパーマーケットとの直接取引増加に伴い、輸出企業は長期にわたる出荷期

表3 チリ生鮮果物輸出企業ランキング (2012年)

果物輸出企業 業内順位	チリ輸出企業 業内順位	チリ全企業 業内順位	企業名	国籍	売上額 (100万 USドル)	輸出額 (100万 USドル)
1	48	298	DOLE CHILE	アメリカ	181.4	181.4
2	56	354	EXPORTADORA SUBSOLE	チリ	129.8	129.8
3	58	359	EXP. RIO BLANCO	チリ	127.0	127.0
4	67	377	FRUSAN	チリ	112.2	112.2
5	69	381	DAVID DEL CURTO	チリ	109.5	109.5
6	72	393	COPEFRUT	チリ	105.0	105.0
7	95	458	PROPAL	チリ	74.1	74.1
8	97	460	DEL MONTE FRESH CHILE	アメリカ	73.0	23.0
N.D	N.D	255	EXP. UNIFRUTTI TRADERS	イタリア	225.5	N.D

(出所) *América Economía* 誌ウェブサイトより筆者作成。

(注) UNIFRUTTI社は引用元雑誌に輸出額を公開していないため輸出企業ランキングには掲載されていないが、主要輸企業であるため本表に含めた。

表4 生鮮輸向け主要品目の産地分布

(単位: ha)

	ブドウ	リンゴ	ブルーベリー	チェリー	キウイ	ナシ	アボカド
アタカマ州 (2011)	8,050.7	0.4	2.0	0.1		0.1	228.9
コキンボ州 (2011)	10,597.1		331.7	73.9		53.9	6,290.7
バルバラインソ州 (2008)	11,715.3	212.3	341.4	209.1	264.6	108.4	22,007.6
首都州 (2010)	9,338.6	537.2	335.0	1,157.8	820.9	733.1	6,103.0
オヒギンス州 (2009)	13,824.5	10,243.7	875.2	4,967.5	3,969.4	3,583.7	1,701.9
マウレ州 (2013)	219.8	22,487.9	4,365.8	8,087.1	5,646.0	2,590.1	4.4
ピオビオ州 (2012)		1,561.9	4,280.2	1,309.7	612.6	97.9	18.2
アラウカニア州 (2012)		2,476.0	1,561.0	382.0	19.7	18.2	
ロスラゴス州 (2012)			1,141.3	27.9			
ロスリオス州 (2012)		25.8	1,519.1	27.9	30.3		
合計	53,746.0	37,545.3	14,752.7	16,243.0	11,363.5	7,185.4	36,354.7

(出所) CIREN/ODEPA [2008; 2009; 2010; 2011a; 2011b; 2012a; 2012b; 2012c; 2012d; 2013] より筆者作成。

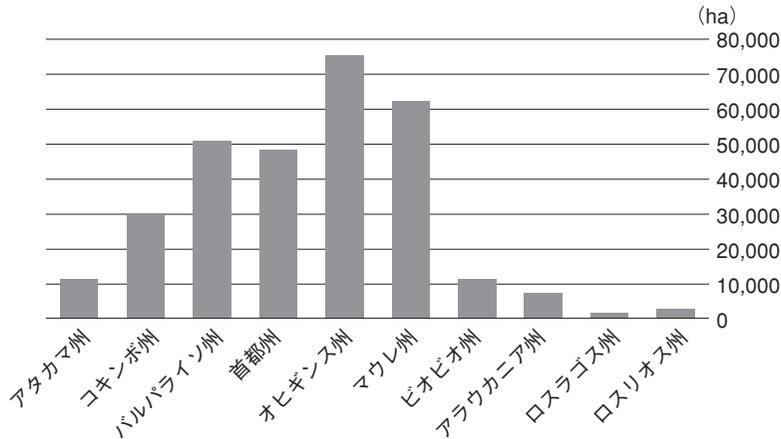
(注) 0.5ha以上の果樹園のみの集計。

間・出荷量確保のため品目・産地を多様化させる傾向にあり、マルチ・リージョナルな活動を強化している。

こうした一連の発展プロセスを経て、現在チリの輸向け果樹栽培は北のアタカマ州から南のアラウカニア州に至るまで広範囲に分布し、

1980年代の輸出ブーム当初から主力輸出品目であったブドウとリンゴ以外にも、キウイ、洋ナシ、アボカド、単価が高く近年拡大の著しいチェリーやブルーベリーなど、さまざまな生鮮輸向け果物が栽培されるようになっている(表4)。なお、チリでは一般に、アタカマ州・

図2 州別果樹園分布（2008～2013年）



(出所) CIREN/ODEPA [2008; 2009; 2010; 2011a; 2011b; 2012a; 2012b; 2012c; 2012d; 2013]。

コキンボ州は北部，バルパライソ州・首都州・オヒギンス州・マウレ州は中部，ビオビオ州・アラウカニア州・ロ斯拉ゴス州・ロスリオス州は南部の産地と認識されている（図2）。

総括であるが，実際には垂直的統合・調整の度合いは地域によって異なる様相を呈している。本節ではその地域差を既存統計と具体的な企業事例によって確認することとしたい。

Ⅲ 生鮮果物輸出の生産構造における地域差

前節でみた通り，チリの生鮮果物輸出産業においては，輸出成長の初期段階から1990年代に至るまで契約による生産物調達に支配的であり，輸出企業による土地所有を伴う生産段階への進出は，契約による調達の不足を補い加工・輸出施設の最低限の稼働を保障するためのバッファとしての役割を果たすにとどまっていた。1990年代以降は市況の悪化とともに契約による調達において生産者－輸出企業間関係が悪化した結果，生産者らによる前方への垂直的統合と輸出企業による後方への垂直的統合が進展した。

以上の構図はマクロなレベルでの生産構造の

1. 垂直的調整／統合の地域差

(1) 企業による果樹園所有における地域差

まず，生鮮果物輸出における垂直的統合の度合いを地域ごとに確認するため，入手可能な近似的データとして，チリ国内の全果樹園に占める企業所有の果樹園の割合を整理した（表5）^(注11)。

これによると，果樹園地全体に占める企業所有の割合の全国平均67パーセントと比較して，北部のコキンボ州が80パーセント，南部のロ斯拉ゴス州およびロスリオス州がそれぞれ91パーセント，87パーセントと高く，中部の州は平均的な水準にあることがわかる。企業所有が発達している3つの州のうち，南部のロ斯拉ゴス・ロスリオス両州については，CIRENの果樹園統計が0.5ヘクタール未満の零細果樹園を

表5 州別の企業所有果樹園の分布

	全果樹園 (ha)	企業所有の果樹園 (ha)	企業所有の割合 (%)
アタカマ州 (2011)	11,232.1	6,896.0	61.4
コキンボ州 (2011)	29,860.9	24,068.4	80.6
バルパライソ州 (2008)	50,830.9	30,962.0	60.9
首都州 (2010)	48,063.7	33,267.1	69.2
オヒギンス州 (2009)	75,239.4	46,101.0	61.3
マウレ州 (2013)	62,034.5	44,729.0	72.1
ビオビオ州 (2012)	11,232.0	6,431.2	57.3
アラウカニア州 (2012)	7,302.7	5,143.8	70.4
ロ斯拉ゴス州 (2012)	1,573.5	1,429.4	90.8
ロスリオス州 (2012)	2,691.5	2,350.4	87.3
合計	300,061.3	201,378.3	67.1

(出所) CIREN/ODEPA [2008; 2009; 2010; 2011a; 2011b; 2012a; 2012b; 2012c; 2012d; 2013] より筆者作成。

(注) 0.5ha 以上の果樹園のみの集計。

調査対象から除外しており、南部ではそのような零細果樹園が少なくない実情を考慮すると、企業所有果樹園の割合は実際より過大評価されている可能性が高い。また、それらの南部2州では果樹園地面積そのものが小さく、生鮮輸出向け産地としてのプレゼンスが低いことも考慮する必要があるだろう。主要な産地のなかでは北部のコキンボ州が企業所有の発達している地域であるといえることができる。

次に、同じ果樹栽培であっても、より詳細な個々の品目によって、輸送による品質劣化の度合いや貯蔵可能期間・収穫後の洗浄冷却過程の違いなど、垂直的統合へのインセンティブを左右する作物の技術的特性に差異があることを想定し、上記の果樹園統計を品目別に集計した(表6)。統計対象となっているさまざまな果樹のうち生鮮輸出額の上位3品目について表5同様企業所有の割合を地域別に比較したところ、たとえばブドウやブルーベリーは全体平均より

も企業による果樹園の所有が進んでいるというように、品目ごとに企業所有の割合に差がみられる一方で、同一品目内でも産地によって企業所有の割合に一定の差が認められた。

生鮮輸出の歴史が最も長く、現在でも輸出货量・額ともに第1位の品目であるブドウに注目すると、全品目の合計でみた場合と同様に北部コキンボ州は平均を上回る値を示しており、中部の首都州も高い値となっている(マウレ州も企業所有の割合は高いが栽培面積そのものが小さく、ブドウ産地としての重要性は低い)。またコキンボ州はブドウ産地としてのシェアは全国第3位(シェア約20パーセント)であるが、企業所有のブドウ園のみに限定すると全国第2位(同22パーセント)であり、企業によるブドウ園の所有が進んでいることがうかがえる。多様な品目を栽培している首都州の場合には、全品目でみた場合とブドウ単独でみた場合とで企業所有の割合が大きく異なっており(前者70パー

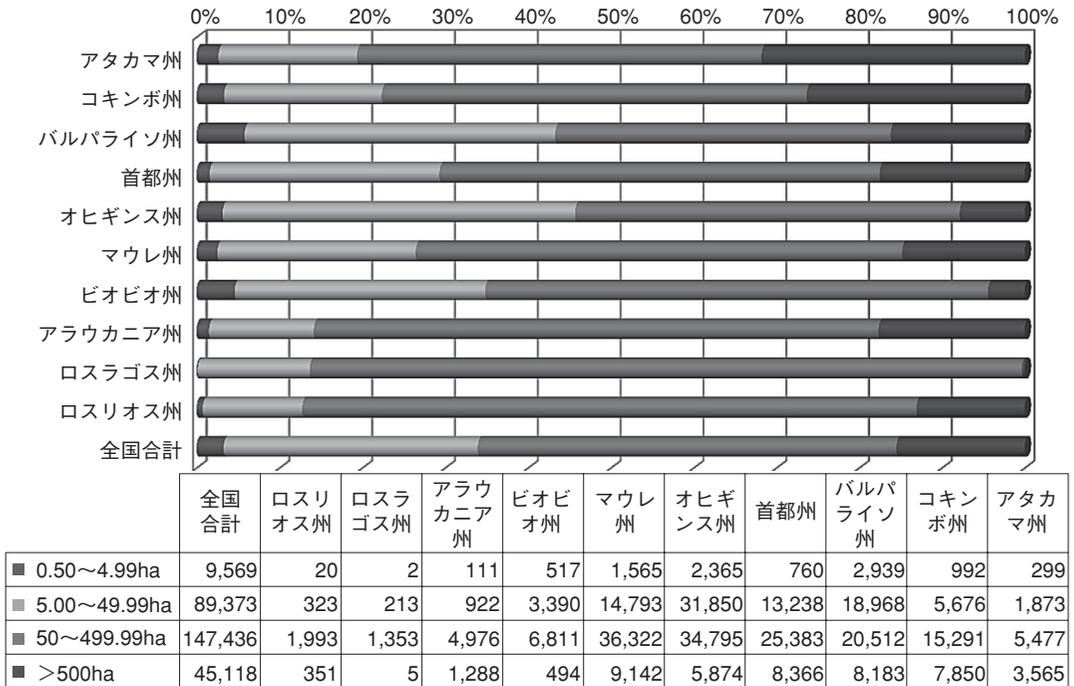
表6 生鮮輸向け主要3品目における州別の企業所有果樹園の分布

	ブドウ			リンゴ			ブルーベリー		
	全果樹園 (ha)	企業所有 (ha)	割合 (%)	全果樹園 (ha)	企業所有 (ha)	割合 (%)	全果樹園 (ha)	企業所有 (ha)	割合 (%)
アタカマ州 (2011)	8,050.7	6,066.3	75	0.4		0	2.0	2.00	100
コキンボ州 (2011)	10,597.1	8,894.2	84				331.7	258.57	78
バルパライソ州 (2008)	11,715.3	7,557.9	65	212.3	179.74	85	341.4	260.35	76
首都州 (2010)	9,338.6	7,914.6	85	537.2	217.34	40	335.0	272.64	81
オヒギンソ州 (2009)	13,824.5	10,104.8	73	10,243.7	5,402.1	53	875.2	466.71	53
マウレ州 (2013)	219.8	179.1	81	22,487.9	17,117.0	76	4,365.8	2964.92	68
ピオビオ州 (2012)				1,561.9	1,067.7	68	4,280.2	2717.33	63
アラウカニア州 (2012)				2,476.0	2,015.2	81	1,561.0	1204.04	77
ロスラゴス州 (2012)							1,141.3	1047.19	92
ロスリオス州 (2012)				25.8		0	1,519.1	1375.75	91
合計	53,746.0	40,716.8	76	37,545.3	25,999.1	69	14,752.7	10569.50	72

(出所) CIREN/ODEPA [2008; 2009; 2010; 2011a; 2011b; 2012a; 2012b; 2012c; 2012d; 2013] より筆者作成。

(注) 0.5ha以上の果樹園のみの集計。

図3 農業経営体規模別果樹園面積



(出所) CIREN/ODEPA [2008; 2009; 2010; 2011a; 2011b; 2012a; 2012b; 2012c; 2012d; 2013] より筆者作成。

セント、後者85パーセント)、こちらは同一地域内でも品目によって垂直的統合の度合いが異なることを示す例と言える。

これらのことから、垂直的統合の進展度合いにおける地域差は、各産地が特化する品目の技術特性と特化の度合いによって説明されうる部分もあるものの、同時に同一品目内での地域差も認められることから、やはり品目の技術特性のみでは説明できない部分が残されていることが示唆される。

(2) 果樹園の規模における地域差

次に、企業所有の農地は一般的に個人農家と比較して大規模であることが多いため、企業所有の進展度合いを補完するデータとして、果樹園経営における農地の集中度を確認しておくこととする。

図3は、各州の果樹園面積を農業経営体の規模別に集計したものである。表5と照らし合わせると、企業所有の割合の高いコキンボ州、ロスラゴス州、ロスリオス州では50ヘクタール以上/500ヘクタール以上の中～大規模農業経営に含まれる果樹園の割合が高いことがわかる。特にコキンボ州では、チリ全体の果樹園面積に占める割合が11パーセントであるのに対し、500ヘクタール以上の大規模経営体に含まれる果樹園の面積ではチリ全体の19パーセントとなっており、大規模農地における果樹栽培が発達している様子がうかがえる。

2. スブソーレ社の事例にみる生産物調達戦略の地域差

以上の既存統計データによる傾向を踏まえた

上で、ここでは生鮮果物輸出の主要企業のひとつであるスプソーレ社の事例から、生産物調達戦略の地域差を検証する^(注12)。

スプソーレ社は、1991年にチリ中部のオヒギンス州の輸出向け生鮮ブドウの生産農家2軒が共同で立ち上げた輸出企業である。会社設立時のメンバーを中心とした6軒の生産農家が株式の約9割を所有する主要株主となっており、それらの株主兼生産農家による生産割合が高いことが特徴である。キウイ（92年）、クレメンタイン・オレンジ・アボカド（95年）、チェリー（2005年）、ザクロ（2009年）など徐々に取り扱い品目を多様化させるとともに、生産物調達先の産地も中部から南北に拡大させてきた。現在では、北部アタカマ州から中南部マウレ州に至る産地を確保し、11月から出荷を開始するブドウとチェリー、3月のキウイ、4月以降のかんきつ類、7月から1月までのアボカドなど、全品目を組み合わせるとほぼ通年での出荷を実現している。輸出先はアメリカ・EU諸国はじめ50カ国以上に上る。直近の生鮮果物輸出企業ランキングでは第2位の地位を占めており、生産者による前方への垂直統合によって誕生・躍進した企業のなかでも特に代表的な存在である。

スプソーレ社の加工・輸出施設は、全産地に満遍なく分布しており、北から順に①コピアポ地域（アタカマ州）、②オバジェービクーニャ地域（コキンボ州）、③キジョターアコンカグア地域（バルパライス州）、④中部地域（首都州）、⑤南部地域（オヒギンス州・マウレ州）の5地域にそれぞれ冷却・冷蔵施設とパッキングプラントを所有している。また地域ごとに5～6人の農学者を配置し、生産者への農業指導も行ってい

る。

インタビュー調査で得られた情報によると、生産物調達は、自社所有農園、株主兼生産者、外部の契約農家の3つのルートで行っている。本稿で注目するコキンボ州で栽培される果樹のうち最も多くの栽培面積を占めるブドウ（表4参照）の場合、スプソーレ社のブドウの全輸出量の約3分の1が自社農園からの調達で、他の品目よりその割合が高いとのことであった。自社農園は、①のコピアポ地域に1件、②のコキンボ州で2件、④の首都州で3件、⑤のオヒギンス州で1件をそれぞれ所有している（各農園の規模は不明）^(注13)。⑤の地域のうちマウレ州には自社農園はなく、多くを契約による調達で賄っている。具体的な数値は明らかにされなかったものの、①や②の北部の産地では自社農園ないし株主兼生産者からの調達の割合が高く、④の中部以南では契約による調達が支配的とのことであった。契約の形式は先行研究では批判が多いとされる「自由委託」が多いが、一部の農家に対しては「最低価格保証」形式も行っており、いずれの場合も取引相手の生産農家とは5年以上の長期にわたる関係を維持しているほか、レモンなど一部の例外品目を除いてほとんどの生産農家はスプソーレ社にすべての収穫物を納入している。生産者と長期の信頼関係を築くことで契約の不完備性を補いつつ、品目や地域によって生産物調達の経路を戦略的に構築していることがわかる。そのなかで、北部の産地における垂直的統合の度合いが比較的高いことが注目される。

Ⅳ 北部コキンボ州における 生産構造の制度的規定要因

前節での既存統計データおよび企業事例の検証からは、北部コキンボ州の果樹栽培における企業所有の進展と垂直的統合の度合いの高さが明らかとなった。本節では、そのような生産構造を規定してきた要因として、同州に特有の土地所有制度と農業発展の特質について考察し、そこから輸出向け果樹栽培の担い手が企業へと集中していった過程を明らかにする。

1. コキンボ州の土地所有制度および農業発展の特質

ここでは、輸出向け果樹栽培の拡大期のコキンボ州の土地所有構造がどのようなものであったのかを、当該時期の農業センサスデータを用いて確認するとともに、同州に特有の土地所有制度として存続してきた「農業共同体」をめぐる制度について詳述し、同州における生鮮果物輸出産業発展の制度的な初期条件がどのようなものであったかを考察する。

(1) 輸出向け果樹栽培導入前後の土地所有構造

本節第2項で後述する通り、コキンボ州に輸出向け果樹栽培が拡大したのは1980年代に入ってからのものである。チリ全体の現行の土地所有制度の確立時期も考慮し、ここでは1960年代、70年代、90年代の農業センサスデータを用いて、同州における土地所有制度の特質について確認する。なお、軍政下の80年代には農業センサスは実施されていない。

まず、農地の分配状況においては、農地改革

前のコキンボ州は、数の上ではわずか2パーセントの1000ヘクタール以上の農業経営体が全面積の90パーセント以上を占めるという、一見すると非常に土地所有の集中が進んだ地域であった。この構造は農地改革後も大きな変化を示しておらず、チリ全体では同時期に大農の解体と中小規模の農家のシェア拡大がみられたことを考慮するならば、コキンボ州の土地所有構造は非常に硬直的なものであったと言える。

しかしながら、農業生産の担い手に目を向けると、この表面的な硬直性をもたらしているもの、すなわち同州の土地所有制度および農業発展の特質が明らかとなる(表7)。1975/76年センサスでは、農地改革によって創出された「改革部門」が農地改革後の農地面積全体の約3割を占めており、コキンボ州全体の農地における改革部門経営の農地が決して小さくなかったことがわかる。それにもかかわらず農地規模別でみた土地所有構造に大きな変化がみられないのは、農地改革前後でいずれも大きな割合を占めている「先住民共同体および歴史的農業共同体」のプレゼンスが大きく、かつそれらの1戸当たりの平均面積が1964/65年で8978ヘクタール、1975/76年で7808ヘクタールと大きいこと、また改革部門の1戸当たり平均面積も11880ヘクタールと広大であることが要因となっていると考えられる。共同体経営の農地や改革部門に吸収された農地の平均面積が広大なのは、1970年代半ばまでの時点でコキンボ州では農地の土地生産性が極めて低く、集約的な農業が特に未発達であったことを示唆している。チリ中央部では、太平洋側の海岸山脈と東側のアンデス山脈にはさまれた肥沃な中央低地で豊かな農業地帯が形成されてきたが、降雨に乏し

表7 コキンボ州における農業生産の担い手の変化 (1960~90年代)

農業経営体の法的身分別戸数	1964/65		1975/76		1997	
	戸数	シェア (%)	戸数	シェア (%)	戸数	シェア (%)
自然人						
個人農家	14,301	96.0	19,143	98.7	15,758	86.6
法的契約を伴わない事実上の会社	387	2.6	-	-	1,681	9.2
法人						
公的部門	32	0.2	42	0.2	35	0.2
改革部門		0.0	88	0.5	-	-
株式会社・有限会社					497	2.7
その他の法的契約を伴う会社	85	0.6	39	0.2	44	0.2
先住民共同体および歴史的農業共同体	85	0.6	89	0.5	172	0.9
合計	14,890	100.0	19,401	100.0	18,187	100.0
農業経営体の法的身分別面積						
自然人						
個人農家	1,471,243	41.2	1,581,443	44.5	877,367	22.6
法的契約を伴わない事実上の会社	395,062	11.1	-	-	589,787	15.2
法人						
公的部門	259,138	7.3	54,006	1.5	116,969	3.0
改革部門	-	-	1,045,461	29.4	-	-
株式会社・有限会社	-	-	-	-	1,147,576	29.6
その他の法的契約を伴う会社	680,056	19.1	179,213	5.0	191,961	4.9
先住民共同体および歴史的農業共同体	763,174	21.4	694,929	19.5	957,449	24.7
合計	3,568,672	100.0	3,555,052	100.0	3,881,108	100.0

(出所) Dirección de Estadística y Censos [1969], INE [1980; 1998] より筆者作成。

(注) 法的身分の分類は表1に準ずる。

い乾燥した気候を特徴とするコキンボ州では、東西横断型の溪谷が貴重な緑地帯を提供するのみであり、チリ国内でももっとも低開発な農村地域のひとつであった。土地生産性の低さを考慮するならば、個人農家の平均面積83ヘクタールも実質的な農地経営としては零細ないし小規模なものであり、農業生産は限定的なものであったことがわかる。土地利用形態別でも、天然の牧草地と乾燥が著しく石の多い荒地が実に8割以上を占めている。したがって、果樹栽培の拡大前のコキンボ州は、肥沃な土地と気候条件に恵まれ古くから農業地帯として発達してきた中部以南の州とは全く異なる初期条件を有していたと言える。

なお、輸出向け果樹栽培の導入から10数年後となる1997年センサスでは、1975/76年センサス時点で改革部門に吸収されていた農地にほぼ相当する面積が株式会社・有限会社経営の農地へと移行しており、企業的農業が拡大したことを確認できる。チリ農業の近代化と輸出志向の高まりの画期となった1960～80年代、そして現在の農業構造の定着をみた90年代を通して、個人農家に含まれる一部の農と宗教団体等の法人が所有していた農地が改革部門に吸収され、さらにその後の農地分配と農地取引の自由化を経て、株式会社に代表される企業へと農地が集積されていった流れが示されており、この間にコキンボ州における農業の担い手が大きく変化したことがうかがえる。一方、共同体経営が一定の割合で存続してきたこともまた、同州の土地所有制度ならびに農業発展の構造を大きく特徴付けている。

(2) 「農業共同体」をめぐる制度変革

農業センサスにおいて「先住民共同体および

歴史的農業共同体」と記されている共同体経営のうち、コキンボ州で広くみられるのは歴史的農業共同体 (comunidades agrícolas históricas, 以下、農業共同体) である。

農業共同体は、チリ北部、特にコキンボ州に特有の土地所有制度であり、南部のマプチェ族等に代表される先住民共同体とは性格の異なるものである^(註14)。その起源は17世紀末にスペイン人入植者らに恩給地として与えられた農地にさかのぼるとされる。それらの農地のうち、特に水資源に乏しく生産性が低かった地域では、生存条件維持のため細分化が抑制され共有地としての利用が定着し、近隣河川からの灌漑用水確保が可能であった場所では、相続による農地の細分化が進み小規模な個人利用の農地が形成されていった [Solis 2004, 9-10]^(註15)。18世紀におけるその萌芽以降、コキンボ州では、ひとつの地理的境界の中に共有地と個人利用地が共存するこの独特の農地所有および農業経営の形態が広く普及した。そこでの農業生産は、①共同体の共有財である非灌漑の丘陵地における牧畜、②各共同体構成員が小規模な個人利用の灌漑農地イフエラ (hijuela) で行う野菜類等の栽培、③共同体が必要に応じて構成員に分配する個人利用可能な農地ジュビア (lluvia) における基礎穀物等の栽培によって構成されてきた。農業共同体では農産物の共同出荷等を行われず、農業生産はあくまでも個人単位で営まれているが、共有地の利用ならびに個人利用地の権利移転等は共同体内の規定による制限の下で行われる [Gallardo 2002]。

農業共同体による農地の所有と利用に関する法制度は、1960年代、80年代、90年代にそれぞれ重要な変化を経験している。まず、農業共

同体は1960年代の農地改革期に初めて法的認知を受けた。1967年の農業省法令第5号(Decreto con Fuerza de Ley/ DFL. N° 5, 1967年12月26日公布)は、農業共同体を「複数の所有者によって共有される農地で、そこでは、共同体構成員の数が、すべての世帯の生存に必要不可欠なものを賄うための農地の生産能力を著しく超過している」と定義し、それらの農地の所有権の確定と利用に伴う権利・義務について規定した。この時期に農業共同体に対する法的認知が行われた背景として、前出のGallardo [2002]は、共産圏拡大の脅威に対するアメリカの要求を背景とした農村開発および農民層の民主的権利の促進を指摘している。同法令条文にも記載がある通り、この時期の農業共同体に対する法的認知は、農業共同体所有地の所有権の「健全化」、すなわち共同体農地の地理的範囲およびその所有権の確定を目的としており、農地改革に伴う水利権の分配や公的支援等のさまざまな施策を実施するための環境整備の一環であった。農業共同体の属性を土地生産性の低さに求め、社会組織としての共同体そのものではなく、それが所有する農地を共同体の単位として規定しているところが興味深い。なお、農業共同体の所有する農地は農地改革による農地の接収対象から除外されている。

1980年代の軍政下では、土地取引の自由化を推し進める新自由主義的な政策環境の下、農業共同体所有の農地に対しても制度変更が加えられた。1979年の土地・植民省法令第2695号(Decreto Ley/ DL N° 2695 del Ministerio de la Tierra y Colonización, 1979年5月30日公布)は、小農の占有する農地の生産的活用を目的に、農村部における小規模不動産の所有権確定手続きについ

て定めたものであるが、当初農業共同体は同法令の適用から除外されていた。しかし1984年の法律第18353号(Ley N° 18353, 1984年10月16日公布)はこの除外規定を廃し、共同体内の個人利用地に関し、共同体の構成員が望めばそれを個人資産として登記することが可能であるとした。また、個人利用地の共同体構成員内外への譲渡・移転に対しては、共同体の法的認知後5年間の制限期間が設けられていたが、これが2年間に短縮された。さらに、共同体内の共有地ならびに水利権の一部を共同体外部に対し解放する際には、共同体構成員の全会一致での採決が必要とされていたが、これが3分の2に緩和された。全体として、共同体農地に対する市場への解放圧力が高められたと言える。コキンボ州の果樹栽培はこの時期に拡大過程を迎えており、企業への農地集積の過程との関連が示唆される。

一方、民政移管後の1990年代は、軍政期に高められた共同体農地への解放圧力が緩和され、農業共同体の社会経済的および文化的価値の尊重への機運が高まった時期にあたる。1993年の法律第19233号(Ley No 19233, 1993年7月21日公布)では、農業共同体の定義が「本法に基づき農地を共同で所有・経営ないし開拓する組織」へと変更され、共同体は農地の不動産登記完了後は法人格を獲得するものとされた。農地を単位とした認知から、組織としての共同体そのものへの認知へと変わっており、土地生産性の低さも定義に含まれなくなった。併せて、共同体の個人利用地を個人資産として登記できるとした軍政期の法改正を廃し、共同体農地はあくまでも共同体による所有であり、共同体構成員はその用益権のみを有することが明記される

こととなった^(注16)。本法の下で既存の農業共同体の法的認知が拡大したため、1997年の農業センサスでは農業共同体経営下の農地が増加している^(注17)。

2. コキンボ州における果樹栽培導入の経緯と担い手の変遷

このように、輸出向け果樹栽培拡大以前のコキンボ州は、近代的・集約的な農業部門の不在と、それと密接に結びついた農業共同体という独特の土地所有制度の存在によって特徴づけられる。このことと、同州での生鮮果物輸出産業における垂直的統合の進展との間には、どのような相関を見出すことができるのだろうか。

コキンボ州で生鮮輸出向けの果樹栽培が拡大したのは1980年代のことである。同州は1970年代の生鮮果物輸出成長の初期段階ではまだ主要産地とはなっておらず、サンティアゴ近郊やオヒギンス州・マウレ州等の中部以南の地域に比べて後発の産地であった。にもかかわらず、それら中部以南の産地より1カ月半以上早期に同州で収穫されるブドウは、北米市場のクリスマス期の需要拡大に対応が可能で高価格を実現できたことから生産が急拡大し、1977年からの87年の10年間でその栽培面積は10倍に増加した [Barrientos et al. 1999, 111]。特に、州内中部を東西に流れる重要河川であるリマリ河流域は、現在でも州内ブドウ園の約7割が集中する重要産地となっており、1970年代末には数百ヘクタールであった同地域におけるブドウの栽培面積は、1990年代後半には5000ヘクタール超にまで拡大した [Gwynne and Ortiz 1997]。以下、こうした拡大過程のなかで同州における果樹栽培の担い手が企業へと集中していった経

緯を、農業開発の後進地域であった同州における小農部門の脆弱性と、農業共同体に関する法制度改革による共同体農地の解放という2つの観点から整理する。

(1) 脆弱な小農部門の参入・退出に伴う企業への農地集積

コキンボ州内の中心的産地であるリマリ河流域において果樹栽培拡大の社会経済的インパクトを分析したGwynne and Ortiz [1997]によれば、同州におけるブドウ栽培の初期の担い手となったのは、農地改革期を生き残った旧地主層および新規就農の企業家層を中心とした、中ないし大規模の商業的農家であった。このことはまず、同州で当初果樹栽培における高度な資本・技術要求に対応しえたのは、一部の農家層に限られていたことを示している。Gwynneらは、乾燥した気候を特徴とする条件不利地域であるコキンボ州においては、点滴灌漑の導入コストを含め果樹栽培の初期投資の規模が非常に大きく運転資本要求も高いことを指摘している^(注18)、そのような条件不利性といわば不可分な形で歴史的に形成されてきた同州における農業部門の後進性は、果樹栽培の担い手層の形成に際し重要な初期条件を提供したと考えられる。

このような観点からは、コキンボ州内で本格的な農地改革プログラムが実施された地域として知られるエル・パルキ (El Palqui) 集落で1990年代半ばに改革の受益者層を対象とした調査を実施したMurray [1997]の指摘が興味深い。Murrayは、農地改革によって誕生した小農層が、輸出企業との契約を通していったんはブドウ栽培への参入を拡大させたものの、その後の市況悪化に伴い淘汰が進み、結果として企業ないし企業的経営を行う大規模農家へと農地が

集積していった過程を明らかにしている。調査対象である小農層は、1970年代末頃まで地元市場で消費されるトマト等の野菜類を栽培していたが、1980年代にその多くが輸出向けの果樹栽培に従事するようになった。輸出企業と農家との契約は第Ⅱ節第2項でも触れた「自由委託 (libre consignación)」方式で行われ、農家は輸出企業から生産開始に必要な資金・投入財の提供や技術指導を受けることができた。土地と自己資金・生産力に乏しく銀行等一般的な金融機関から長期の融資を受けることが難しい小農の場合、輸出企業との契約はほぼ唯一の資金調達方法であり、技術特性に由来する参入障壁を突破するための極めて重要な手段であった。しかしながら、このことは一方で、小農の輸出企業への高度の依存をもたらした。Murrayの調査によれば、多くの小農が輸出企業に対し所有農地の価格と同程度の債務を抱えていた。1980年代の輸出ブーム期においては債務負担を賄えるだけの高価格が実現されたものの、1990年代には、債務状況を悪化させた小農の多くが農地の売却を余儀なくされ、それらの農地は輸出企業や、前方への垂直的統合を志向する大規模な農家によって吸収されていった。従来からの生産条件不利地でチリ国内でも特に近代的農業の担い手が不在であったコキンボ州においては、農地改革受益者層によって構成された小農は極めて競争力に乏しかったと考えられる。輸出向け果樹栽培の拡大にともなう農民層分解に関心の強いMurrayは、小農が輸出先市場価格や投入財価格に関する情報を十分に有していないこと、また小農の組織化が不足し各小農が個別に輸出企業と相対していること、さらに教育水準が相対的に低い小農が輸出企業との契約内容を必ず

しも詳細に把握していないことなどが、小農の立場をより脆弱なものにしていると指摘している。

(2) 農業共同体所有地の解放

一方、コキンボ州に特有の土地所有制度である農業共同体の経営が支配的であった地域では、軍政下での解放圧力の高まりを受け、共同体農地の外部者への解放を決定した共同体において、大規模農家や企業への農地の集中と果樹栽培の拡大が急速に進展した。前出のGwynne and Ortiz [1997]によれば、調査地のひとつであるモンテ・パトリア市では、1980年代初頭にチャカリージャス (Chacarillas) とラス・タピアス (Las Tapias) の2つの共同体が、共同体内の個人利用地の外部解放を決定した。その結果、1992年までに、チャカリージャスでは個人利用地206件中126件、ラス・タピアスでは同35件中16件が旧地主層を中心とする企業的な大規模農家に売却された。Gwynneらによれば、売却された農地の多くは土地生産性の低い非灌漑農地であった。このことは、早期収穫と高品質の実現を可能にする局所気候を有する地域では、土地取得後に必要となる高額の初期投資を考慮してもなお利益が見込まれるほど、同地域産のブドウが高価格を実現していたことを示唆している。加熱する輸出ブームのなかでは未耕の丘陵地までもがブドウ畑に姿を変えた [Gwynne and Ortiz 1997, 29]。なお、この時期に解放された共同体農地の買い手のなかには、第Ⅲ節第2項で登場したスプソーレ社の主要株主兼生産者であるプロヘンズ (Prohens) 家が含まれており [Gwynne and Ortiz 1997, 32]、生産者の前方への垂直統合実現に帰結した事例として注目に値する。

他方、共同体農地の外部者への解放について合意形成に至らなかった、あるいは共同体解体への懸念から農地解放の前提条件となる所有権の確定・登記等が行われなかった共同体では、輸出向けブドウ栽培の拡大は極めて限定的なものにとどまった。このことは、農業共同体という独特の土地所有制度の存在が、輸出農業の拡大過程における垂直的統合の進展にとって、一定の制度的制約要因となりうることを示唆している。しかしながら、共同体農地の解放へ向けた制度的条件が整えられた1980年代の状況はむしろ、ひとたび解放されればそれらの農地が急速に輸出志向の強い企業ないし企業の経営を行う大規模農家へと吸収されていったことを示しており、その背景には、(1)で述べた小農層同様に、共同体農業の後進性・脆弱性があると考えられる。

1980年代の農業センサスが欠如していることから、この時期の農業共同体所有地の解放と企業への農地集積について、既存の統計データを基に確認することは難しいが、ここでは入手可能なセンサスデータを用いての裏付けを試みた。表8は果樹栽培導入直前の1975/76年センサスと定着後の1997年センサスとで、コキンボ州における農業生産の担い手がどのように変化したのかを、県別・市別に細分化して整理したものである。なお、網がけの市は市別にみた場合の生鮮輸出向けブドウの主要産地であり、ビクーニャ市には同州におけるブドウ園の21パーセント、オバジェ市には同15パーセント、モンテ・パトリア市には同44パーセント（面積ベース）が分布している。

まず、ブドウの主要産地である上記3市では、いずれも株式会社経営の農地の面積が大きい。

1970年代に改革部門に吸収されていた農地とほぼ同等あるいはそれ以上の農地が株式会社経営へと移行しており、コキンボ州における企業の農業の拡大が輸出向けの果樹栽培と密接に関連していることがわかる。なお、チョアパ県に属するイジャベル市とサラマンカ市も株式会社経営の農地面積が大きい、それに比して戸数が非常に少なく、この背景には地域一帯の土地生産性の低さがあると考えられる。

他方、本節第1項(2)でも触れた通り、1993年の法改正に伴う法的認知の拡大によって1997年センサスでは州全体として共同体経営の農地面積が増加しており、かつ共同体経営は果樹栽培等の集約農業に比して極めて広大な天然の牧草地・荒地にある共有地を利用するため、80年代の果物輸出拡大期に共同体農地に生じた変化について本データから得られる情報は限定的であると言わざるを得ない。しかしながら、古くから農業共同体が最も多く集中するとともに輸出向け生鮮ブドウの州内最大産地ともなったモンテ・パトリア市のデータからは、株式会社経営の発達と共同体農地の拡大が並行して確認できる。また、同市の個人農家を中心とした自然人に目を向けると、戸数はほぼ横ばいであるのに対し農地面積は約65パーセント増で1戸当たり平均面積が拡大しており、大規模化が進展したことがうかがえる。

おわりに

本稿では、チリを代表するアグリビジネスの一例である生鮮果物輸出産業の産業構造について、契約による生産物調達を通じた垂直的調整かそれとも企業による土地所有を伴う垂直的統

表8 コキンボ州における県別・市別の農業生産の担い手の変化（1970～90年代）

農業経営体の法的身分別戸数	法人												合計
	自然人				法人								
	1975/76	1997	1975/76	1997	公的部門	改革部門	株式会社・有限会社	その他法的契約を伴う会社	先住民共同体および歴史的農業共同体	1975/76	1997	1975/76	
個人農家および法的契約を伴わない事実上の会社	3,770	3,299	18	23	25	185	17	20	13	25	3,893	3,552	
エルク県	1,096	824	5	7	9	39	4	3	5	3	1,119	876	
ラ・セレナ	277	200	2	4	4	4		5	2	3	281	216	
ラ・イゲラ	904	855	10	6	7	65	5	6		11	926	943	
ビクニヤ	701	485	1	1	1	21	5	3	5	3	712	513	
パイウアノ	542	808	4	4	8	54	3	3	1	2	554	871	
コキンボ	300	127	1	1	2	2		0		3	301	133	
アンドアコージョ	9,222	8,680	15	7	34	266	18	11	62	116	9,351	9,080	
オハジェ	1,833	2,443	8	4	14	162	11	6	7	30	1,873	2,645	
リオ・ウルタード	910	866	1	0	4	4	2	0	13	21	926	891	
モンテ・パトリア	2,521	2,556	4	1	11	73	2	3	13	45	2,551	2,678	
ブニタキ	2,127	847	2		9	22	2	0	11	15	2,151	884	
コンバルバラ	1,831	1,968		2		5	1	2	18	5	1,850	1,982	
チヨアパ県	6,151	5,442	9	6	29	46	4	12	14	31	6,207	5,537	
イジャペル	1,253	1,462	2	1	7	9	1	4		3	1,263	1,479	
サラマンカ	2,075	2,127	4	4	11	19		5	2	1	2,092	2,156	
ロス・ピロス	851	539	2	1	9	10		3	1	2	863	555	
カネラ	1,972	1,314	1	0	2	8	3	0	11	25	1,989	1,347	
コキンボ州合計	19,193	17,421	42	36	88	497	39	43	89	172	19,451	18,169	

農業経営体の法的分別面積 (ha)

	自然人				法人				合計			
	個人農家および法的契約を伴わない事実上の会社				株式会社 株式会 社・有限 会社				先住民共同体および歴史的農業共同体			
	1975/76	1997	1975/76	1997	1975/76	1997	1975/76	1997	1975/76	1997		
エルク県	839,579	412,358	32,119	116,663	100,613	407,410	108,366	110,755	248,981	425,959	1,329,657	1,473,146
ラ・セレナ	47,293	57,373	676	1,280	15,667	10,740	5,270	6,533	90,241	94,042	159,147	169,968
ラ・イゲラ	378,598	51,765	31,150	94,481		1,588		40,524	31,094	123,633	440,843	311,991
ビクニヤ	70,367	207,470	151	1,902	72,518	293,751	31,817	56,995	91,182	174,853	651,299	
パイウアノ	256,968	63,307		28	251	19,411	68,938	10	119,666	71,150	445,823	153,906
コキンボ	22,649	31,655		15,238	12,176	79,933	2,342	6,693	7,979	6,185	45,145	139,705
アンダコージョ	63,704	789	142	3,734		1,987		0	39,768	63,846	46,278	
リマリ県	533,996	767,414	14,757	10,103	232,571	226,703	64,940	20,185	331,909	383,266	1,178,171	1,407,671
オバジェ	101,088	147,729	357	10,034	95,157	82,174	3,245	20,160	25,870	97,740	225,717	357,836
リオ・ウルタード	124,539	154,992	9,096	0		27,102	59,349	0	55,260	57,801	248,244	239,895
モンテ・パトリア	160,996	265,314	2	62	123,272	101,827	199	4	23,973	104,435	308,441	471,642
ブニタキ	65,806	52,287	5,302	0	14,142	14,510	67	0	38,741	32,647	124,058	99,444
コンバルバラ	81,568	147,090		7		1,091	2,080	22	188,064	90,642	271,712	238,854
チョアパ県	207,868	287,321	7,131	152	712,278	513,463	5,907	61,011	114,040	148,224	1,047,224	1,010,170
イジャペル	33,293	69,306	4	1	216,860	168,710	2,128	55	15,835	252,284	253,907	
サラマンカ	8,649	18,789	6,944	3	337,153	245,068		60,910	21,579	11,907	374,325	336,677
ロス・ピロス	72,438	142,016	182	148	112,707	41,228		46	25	1,380	185,353	184,817
カネラ	93,488	57,210	1	0	45,558	58,457	3,780	0	92,436	119,102	235,263	234,768
コキンボ州合計	1,581,443	1,467,093	54,006	126,918	1,045,461	1,147,576	179,213	191,951	694,929	957,449	3,555,052	3,890,987

(出所) INE [1980; 1998] より筆者作成。

(注) 1997年センサスでは市町村別アータカ暫定値 (resultados preliminares) としてのみ公開されているため、表7の合計値と誤差がある。

合かという点で生じているサブ・ナショナルなレベルでの地域差に着目し、その要因を、土地所有をめぐる制度およびそれに起因する農業発展過程の地域差によって説明することを試みた。

チリの輸出向けアグリビジネスを代表する事例である生鮮果物輸出産業においては、輸出企業－生産農家間の契約による垂直的調整と、輸出企業による土地所有を伴う垂直的統合とが垂直的統合に比重を移しつつ共存している。それはマクロなレベルでは、自由な土地取引が安定的に保障され企業による土地取得が制限されていないという制度的条件と、果物という作物の技術的特性に由来する垂直的統合へのインセンティブ、および農業生産にともなう自然条件／市場リスクの存在等によって説明される。また、1990年代半ば以降に進んだ前方・後方双方への垂直統合は、契約による調整の限界を克服するための取り組みであったと言える。

しかしながら、本稿で指摘してきた通り、垂直的統合の進展度には地域的な差異が認められ、北部の産地コキンボ州では、生鮮輸出向け果樹栽培地域のなかでも特に企業による果樹園所有と垂直的統合が進んでいる。同州における果樹栽培拡大の制度的初期条件は、同州に特有の土地所有制度として存続してきた農業共同体の存在と近代農業の担い手の不在によって特徴づけられる。このことは、生産条件不利地であった同州が生産特化する輸出向け生鮮ブドウの生産において、技術特性に由来する資本要求・技術要求の高さに対応できる担い手が限られていたことを意味し、大規模農家や企業が生産段階に参入する重要な背景となった。さらに、輸出ブーム期に契約栽培を通して果樹栽培への参入を果たしたものの競争力に乏しく、その後の退

出を余儀なくされた小農が農地を売却したこと、また軍政期の制度変革によって共同体農地の解放が進んだことが、輸出拡大過程のなかで企業による土地集積を容易にしてきた。コキンボ州における垂直的統合の進展は、このように同州に特有の制度的背景と農業発展の特質によって説明できる。

なお、本稿での議論の有効性をより高めるためには、他産地における生産構造と制度との関係を明らかにすることが必要であることは言うまでもない。特に、輸出企業－生産農家間の契約による調整が支配的である中南部において、輸出企業による土地集積に一定の歯止めがかかっている状況がどのような要因によって説明できるのかを考察することは、今後の検討課題である。また、本稿では、契約による調整か所有による統合かという点に特に注目して生産構造を分析したが、本稿でも言及した通り、契約による調整それ自体にもさまざまな形態が存在する。既存研究が指摘するようにそれが輸出企業に対する生産農家の交渉力（あるいは生産農家に対する輸出企業の支配力）を反映しているとすれば、そこに農家の競争力や企業農業の発達を規定する制度的要因が作用することが考えられ、どのような契約形態が支配的かという点において地域的な差異が生じている可能性がある。輸出向けアグリビジネスの代表事例である生鮮果物輸出産業においてみられる多様な生産構造の形態が、地域的な差異の拡大に向かっているのか、それともチリ全体としてある一定の方向に平準化していく方向にあるのかといった点も含め、今後更なる考察を進めていきたい。

(注1) チリ食品業界ポータルサイト (<http://>)

www.chilepotenciaalimentaria.cl/) も参照。

(注2) 日本国内の研究としては、多国籍アグリビジネスの参入とその影響について考察した豊田 [2001]、小農の参加と排除について分析した村瀬 [2004]、果樹栽培地域の農業構造について分析した中西 [2007] がある。

(注3) 生鮮果実の場合、果実の温度を下げるなどして追熟を防止することや、品目によって必要となる洗浄・燻蒸消毒プロセスなどを「加工 (procesar)」と呼ぶ。

(注4) チリの輸出向け果樹栽培のなかでも特に小農の参入が顕著な事例としては南部のラズベリー栽培があり、柔らかく傷みやすい果実の手作業での収穫に際し、小規模なロットで家族労働力を動員する生産農家に一定の優位性が生じていることが指摘されている [Challies and Murray 2006; Guaipatín 2004]。

(注5) 接収対象となったのは 80HRB 以上の農地。HRB (Hectárea de Riego Básico / 基礎灌漑面積) とは、地域間での生産性格差が大きいチリの農地の特性を考慮し、実質的な経営土地面積を表すために導入された測量単位である。チリ中央部の生産性の高い灌漑農地を基準農地として、その他の地域の農地面積は基準農地と比較した生産性に応じて算出される。1964 年農地改革法では「サンティアゴ近郊のマイポ地方における階級 1 の灌漑農地 1 ヘクタールと同等の生産能力を有する農地」を 1HRB と定めており、地域ごとに気候・道路整備状況・消費市場からの距離・土壌の生産性等に基づいた HRB 変換係数が設定されている。

(注6) HRB の定義については注 5 を参照のこと。

(注7) 南部の国有林地は森林公社 (Corporación Nacional Forestal: CONAF) や産業開発公社 (Corporación Nacional de Fomento de Producción: CORFO) の所有となった後に民間に払い下げられ、これが国営のパルプ工場の払い下げとほぼ同時に行われた。このことは林業における大企業への土地集中をもたらし、果物と並ぶ輸出向けアグリビジネスの代表例である林産品の産業

構造に大きな影響を与えた [北野 2007, 207]。農地改革接収農地の最終的な分配先については、農地改革公社のアーカイブを詳細に検討した Bellsario [2006; 2007a; 2007b] に詳しい。

(注8) 外国資本による土地取得は、国境付近・海岸付近の土地について国防上の観点から制限される場合を除き特に規制されていない (法令 1939 号, Decreto Ley/ DL No 1939, 1977 年 11 月 10 日公布)。1980 年代末の全国紙によるインタビューで、当時の農業相は「関心があるのは専門的能力や資金力があり土地を生産に活用することができる企業であるかということであり、それが外国籍であるかどうかは重要ではない」と答えている [Gómez and Echenique 1991, 100]。

(注9) 輸出企業に対する生産農家の利益保護を目的に、1985 年に生産農家団体 FEDEFRUTA (Federación de productores de frutas de Chile) が発足した。FEDEFRUTA は、輸出企業ごとの支払い条件の比較調査をはじめ生産農家に対するさまざまな情報提供を行い、生産農家の直接輸出を支援している。

(注10) 2012 年 8 月実施のインタビュー調査に基づく。

(注11) ここでは、農業省天然資源情報センター (Centro de Información de Recursos Naturales: CIREN) が公表する果樹園統計を利用している。本統計は全戸調査であり、州によって更新年度が異なる。そのためすべての産地を同年のデータで経年比較することには向かないが、10 年ごとのサンプル調査である農業センサスと比較してより直近の状況を把握するには有用であり、農地経営面積全体で集計されるセンサスと異なり果樹園地のみを厳密に全戸測定しているという点で果樹栽培の実態を詳細に把握するのに適している。

(注12) ここでの記述は同社ウェブサイト (<http://www.subsole.com/>) ならびに 2012 年 8 月にチリのサンティアゴ市で同社に対して実施したインタビュー調査に基づく。

(注13) なお、自社農園の経営は Agrícola Los Terrenos という系列会社が行っており、スプソー

レ社は土地の所有権を有しているものの農園の管理運営は直接的には行っていない。

(注14) 先住民共同体と農業共同体とでは、関連法規も異なっている。

(注15) これ以外に、スペイン人入植者がエンコミエンダ制の下で割り当てられた先住民労働者を内陸の生産条件不利地に配置したことや、植民地期ならびに独立後の鉱山物資源開発に伴い沿岸の港湾都市コキンポに集中した労働者が鉱業不況時に農業へ参入したこと、そのいずれもがやはり土地生産性の低さから共同体経営の形を取ったことなども農業共同体の起源として指摘されている [Solis 2004, 10]。

(注16) ただし、同法成立までに既に個人資産としての登記が完了した個人利用地に関しては、この規定は遡及性をもたなかった。

(注17) 本法律では、農業共同体の法的認知は法施行後5年間に行われると定められているため、1998年以降新たに法的に認知された農業共同体は存在しない。

(注18) Gwynneらの調査によると、コキンポ州ブドウ産地であるモンテ・パトリア市内の未耕地1ヘクタール当たりの果樹園創設コストはおよそ3万5000米ドルで、そのうちおよそ半分の1万7500米ドルを占めたのが、灌漑用水の水利権獲得と点滴灌漑の導入コストであった。点滴灌漑はチリの果樹栽培全般において広く普及しているが、一般に溝灌漑や傾斜灌漑に比べて導入コストが高い。ブドウは輸出向けの果樹栽培のなかでも点滴灌漑の導入率が高い(全品目平均52.3パーセントに対し84.1パーセント)品目であるが、コキンポ州のブドウ栽培ではさらにその率が高い(98.7パーセント) [CIREN/ODEPA 2011b]。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 北野浩一 2007. 「チリの紙・パルプ産業——一次産品加工業型輸出企業の成長要因——」 星野妙子編『ラテンアメリカ新一次産品輸出経済論

——構造と戦略——』アジア経済研究所。

- 2013. 「ラテンアメリカのアグリビジネスにおける土地所有制度と企業システム」 北野浩一編『ラテンアメリカの土地制度とアグリビジネス』調査研究報告書 アジア経済研究所。
 豊田隆 2001. 「チリにおける多国籍企業と農村開発」 豊田隆『アグリビジネスの国際開発——農産物貿易と多国籍企業——』農山漁村文化協会。
 中西三紀 2007. 「グローバルゼーションとチリ農業」 中野一新・岡田弘知編『グローバルゼーションと世界の農業』大月書店。
 村瀬幸代 2004. 『チリ生鮮果物輸出産業の発展過程における中小農の位置づけ』上智大学イベロアメリカ研究所。

〈外国語文献〉

- Barrientos, Stephanie, Anna Bee, Ann Matear, and Isabel Vogel 1999. *Women and Agribusiness: Working Miracle in the Chilean Fruit Export Sector*. London: Macmillan.
 Bellsario, Antonio 2006. “The Chilean Agrarian Transformation: The Pre-Agrarian Reform Period (1955-1964).” *Journal of Agrarian Change* 6 (2): 167-204.
 —— 2007a. “The Chilean Agrarian Transformation: Agrarian Reform and Capitalist ‘Partial’ Counter-Agrarian Reform, 1964-1980. Part 1: Reformism, Socialism and Free-Market Neoliberalism.” *Journal of Agrarian Change* 7 (1) (January): 1-34.
 —— 2007b. “The Chilean Agrarian Transformation: Agrarian Reform and Capitalist ‘Partial’ Counter-Agrarian Reform, 1964-1980. Part 2: CORA, Post-1980 Outcomes and the Emerging Agrarian Class Structure.” *Journal of Agrarian Change* 7 (2) (April): 145-182.
 Campos, Jorge. and Emilio Polit 2011. “Nuevos enfoques para Chile Potencia Alimentaria y Forestal.” ODEPA (Oficina de Estudios y Políticas Agrarias). (http://www.fao.org/fileadmin/user_upload/AGRO_Noticias/docs/PotenciaForestalAlimentariaChile.pdf).

- Carter, Michael, Bradford Barham, and Dina Mesbah 1996. "Agricultural Export Booms and the Rural Poor in Chile, Guatemala and Paraguay." *Latin American Research Review* 31 (1): 33-65.
- Casaburi, Gabriel 1999. *Dynamic Agroindustrial Clusters: Political Economy of Competitive Sectors in Argentine and Chile*. London: Macmillan.
- CEPAL (Comisión Económica para América Latina y el Caribe) 1990. *La cadena de distribución de las exportaciones latinoamericanas: La fruta de Chile*. Santiago: CEPAL.
- Challies, Edward and Warwick Murray 2006. "The Interaction of Global Value Chains and Rural Livelihoods: The Case of Smallholder Raspberry Growers in Chile." *Journal of Agrarian Change* 11 (1) (January): 29-59.
- CIREN (Centro de Información de Recursos Naturales) 2002. *Visión perspectiva del sector frutícola chileno: Tomo III*. Santiago: CIREN/ODEPA.
- CIREN/ODEPA (Oficina de Estudios y Políticas Agrarias) 2008. *Catálogo frutícola nacional: Región de Valparaíso 2008*. Santiago: CIREN/ODEPA.
- 2009. *Catálogo frutícola nacional: Región de Libertador Bernardo O'Higgins 2009*. Santiago: CIREN/ODEPA.
- 2010. *Catálogo frutícola nacional: Región Metropolitana 2010*. Santiago: CIREN/ODEPA.
- 2011a. *Catálogo frutícola nacional: Región de Atacama 2011*. Santiago: CIREN/ODEPA.
- 2011b. *Catálogo frutícola nacional: Región de Coquimbo 2011*. Santiago: CIREN/ODEPA.
- 2012a. *Catálogo frutícola nacional: Región de Biobío 2012*. Santiago: CIREN/ODEPA.
- 2012b. *Catálogo frutícola nacional: Región de la Araucanía 2012*. Santiago: CIREN/ODEPA.
- 2012c. *Catálogo frutícola nacional: Región de Los Lagos 2012*. Santiago: CIREN/ODEPA.
- 2012d. *Catálogo frutícola nacional: Región de Los Ríos 2012*. Santiago: CIREN/ODEPA.
- 2013. *Catálogo frutícola nacional: Región del Maule 2013*. Santiago: CIREN/ODEPA.
- CORFO (Corporación de Fomento de la Producción) 1965. *Plan Nacional de Desarrollo Frutícola*. Santiago: CORFO.
- Dirección de Estadística y Censos 1969. *IV Censo nacional agropecuario. Año agrícola 1964/65*. Santiago.
- Echenique, Jorge 2012. "El caso de Chile." in *Dinámicas del mercado de la tierra en América Latina y el Caribe: Concentración y extranjerización*. ed. F. Soto and Sergio Gómez. FAO (Food and Agriculture Organization of United Nations).
- Gallardo, Gloria 2002. *Communal Land Ownership in Chile: The Agricultural Communities in the Commune of Canela, Norte Chico (1600-1998)*. Hampshire: Ashgate.
- GIA (Grupo de Investigaciones Agrarias, Academia de Humanismo Cristiano) 1979. *Tenencia de la tierra en Chile*. Santiago: GIA.
- Gómez, Sergio 1994. *Algunas características del Modelo de exportación de fruta en Chile: Orígenes y situación actual*. Santiago: FLACSO.
- Gómez, Sergio and Jorge Echenique 1991. *La agricultura chilena: Las dos caras de la modernización*. Santiago de Chile: FLACSO.
- Guaipatín, Carlos 2004. "Aglomeración de la frambuesa en Chile: El reto común del estado, las grandes empresas y los pequeños productores." in *Los recursos de desarrollo: Lecciones de seis aglomeraciones agroindustriales de América Latina*. ed. Carlos Guaipatín. Bogotá: Alfaomega.
- Gwynne, Robert and Jorge Ortiz 1997. "Export Growth and Development in Poor Rural Regions: a Meso-Scale Analysis of the Upper Limari." *Bulletin of Latin American Research* 16 (1): 25-41.
- INE (Instituto Nacional de Estadísticas) 1980. *V Censo nacional agropecuario 1975-76*, Santiago: INE.
- 1998. *VI Censo nacional agropecuario, año 1997*. Santiago: INE.
- 2007. *VII Censo nacional agropecuario, 2007*.

- Santiago: INE.
- Jarvis, Lovell 1992. "The Unravelling of the Agrarian Reform." in *Development and Social Change in the Chilean Countryside: From the Pre-Land Reform Period to the Democratic Transition*. ed. Cristóbal Kay and Patricio Silva. Amsterdam: CEDLA.
- Korovkin, Tanya 1992. "Peasants, Grapes and Corporations: The Growth of Contract Farming in a Chilean Community." *The Journal of Peasant Studies* 19 (2): 228-254.
- Murray, Warwick 1997. "Competitive Global Fruit Export Markets: Marketing Intermediaries and Impacts on Small-Scale Growers in Chile." *Bulletin of Latin American Research* 16 (1): 43-55.
- 1999. "Local Responses to Global Restructuring in the Chilean Fruit Complex." *European Review of Latin American and Caribbean Studies* (66): 19-38.
- 2006. "Neo-feudalism in Latin America? Globalisation, Agribusiness, and Land Re-concentration in Chile." *The Journal of Peasant Studies* 33 (4) (October): 646-677.
- Solis, Juan 2004. *Normativa legal de las comunidades agrícolas: Análisis crítico del D.F.L. N° 5 de 1968 del Ministerio de Agricultura* (edición corregida y actualizada con modificaciones introducidas por Lay N° 19.233 de 1993). Santiago: GIA.
- 〈ウェブサイト〉
- FAOSTAT (FAO 〈国連食糧農業機関〉統計データベース) <http://www.faostat.org>
- América Economía* (経済誌) <http://www.americaeconomia.com>
- (上智大学イベロアメリカ研究所, 2014年3月14日受領, 2015年6月19日レフェリーの審査を経て掲載決定)